

台風・大雪等の気象警報発令及びそれに伴う交通機関の混乱時の 授業の取り扱いについて

江東区に台風や大雪等の気象警報が発令された場合、あるいは、次の交通機関のうち、一つでも不通になった場合には、授業について、以下の通りに扱う。

1 気象状況

気象庁発表により、気象警報（暴風・大雨・洪水・大雪等）が発令されている場合

2 交通機関

JR 総武・中央線 東京メトロ東西線 都営地下鉄新宿線 都営バス

3 授業の取り扱い

★午前6時30分の時点で、気象警報が発令（気象庁発表）
されている場合、または交通機関の不通がある場合は、自宅
待機とする。

以降は下記の通り、取り扱うこととする。

- （1）午前6時30分以降、午前8時30分までに上記1の気象警報が解除され、
かつ上記2の交通機関が復旧した場合
→ 3時間目から平常授業
- （2）午前8時30分以降、午前11時までに上記1の気象警報が解除され、
かつ上記2の交通機関が復旧した場合
→ 5時間目から平常授業
- （3）午前11時の時点で上記1の気象警報が解除されなかった、
または、上記2の交通機関が復旧しなかった場合
→ 臨時休業（自宅学習）とする。

※上記の規定にかかわらず、住んでいる地域に警報が発令されている場合には、無理に
登校しなくてもよい。その場合の欠席・遅刻については、状況に応じて取り扱う。

なお、登校する際は、状況をよく考えて安全を優先すること。

また、交通機関の運行が乱れてやむなく欠席や遅刻をした場合にも、状況に応じて
取り扱うので、学級担任まで連絡すること。